

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

赤穂市公平委員会

委員長 釜 増 光 和

赤穂市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年赤穂市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「業務係長」の次に「、さくら園管理者」を加え、同表教育委員会事務局の項中「、担当課長」を削り、同表保健センターの項及びさくら園の項を削り、同表学校給食センターの項中「担当参事、所長」を「所長」に改める。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。